

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 11 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで  
夫の兄から諭されて、国民年金の加入手続をして保険料も納付したはずなのに、申立期間が免除とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除く、すべての国民年金被保険者期間について、保険料を納付済みであることから、申立人の国民年金に対する意識は高かったと言える。

また、申立人はその夫の兄に諭され、昭和49年に国民年金に加入し、満額受給するために保険料を納付してきたと主張しており、社会保険庁の記録（マイクロフィルム）及び市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人及びその夫は36年4月から47年3月までの期間の保険料を特例納付しているなど、その主張は自然であると言える。

さらに、昭和48年度の国民年金保険料についても、現年度納付しており、加えて、申立人によると、当時、事業も順調であったと主張し、事実、申立人は、昭和49年に上述のとおり特例納付をするなど12年間分の保険料を納付していることから、経済的に保険料納付が困難であったとは考えにくいことから、申立期間の保険料のみ、免除申請したのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を42年4月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から43年3月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月5日から43年4月11日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所での資格取得日が昭和43年4月11日となっており、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

しかし、当該事業所には昭和42年2月から勤務しており、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA事業所に昭和42年4月11日から継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は入社してからA事業所のB制度により、勤務しながらC所に通いD免許を昭和42年3月29日に取得しており、申立人と同様の業務、勤務条件で入社した複数の同僚は、当該免許の取得日前後の近接した日において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当時の事務を担当していた同僚は、「入社後1年以上も社会保険に加入しないということは考えられない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月11日から43年4月11日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和42年4月から同年9月までの標準報酬月額については、同様の業務に従事していた同僚の記録から1万8,000円とし、同年10月から43年3月までは、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の43年4月の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和42年2月5日から同年4月10日までについては、申立人の雇用保険の被保険者資格の取得日が同年4月11日であること及びD免許の取得後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚が確認できることから、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を、平成4年7月から5年9月までは16万円、同年10月から6年2月までは22万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち平成7年7月についての標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成7年7月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成4年7月1日から6年3月1日まで  
②平成7年7月から同年9月まで

社会保険庁の記録では、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。給与支給明細書を持っているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した給与支給明細書から、申立人は、事業主により平成4年7月から5年9月までは16万円、同年10月から6年2月までは22万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

一方、社会保険庁の記録では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年7月から5年9月までは16万円、同年10月から6年2月までは22万円と記録されていたところ、A事業所が適用事業所に該当しなくなった日である6年3月1日以降の同年3月4日に、申立人を含む73人の標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、4年7月から

6年2月までの期間、11万円に引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、このような訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成4年7月から5年9月までは16万円、同年10月から6年2月までは22万円と訂正することが必要であると認められる。

申立人は申立期間②について、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の平成7年7月の標準報酬月額については、社会保険庁の記録では、標準報酬月額は24万円と記録されているが、申立人が提出した同年7月の給与支給明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額は32万円であり、報酬月額に見合う標準報酬月額は28万円であることが確認できる。

したがって、申立人の平成7年7月の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる報酬月額の方が低い額であることから、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、そのほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち平成7年8月及び同年9月について、社会保険庁の記録では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は30万円と記録されているが、申立人が提出した同年8月及び同年9月の給与支給明細書の保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がそれぞれ30万円を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成7年8月及び同年9月について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から61年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から61年5月まで

昭和57年に日本国籍を取得したのを契機に、夫が私の国民年金の加入手続きをしてくれて、夫から渡された国民年金手帳を大切に持っていたが、基礎年金番号への統合を依頼した社会保険労務士から、その年金手帳は「氏名、性別、生年月日等が違っているので、一本化はできない。」と言われた経緯がある。

しかし、申立期間については、夫が私の保険料を払っていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入手続きをした申立人の夫から国民年金手帳を受け取って、保管しており、その手帳を、申立人が経営する事業所が厚生年金保険の適用を受けることになった昭和61年と、基礎年金番号が導入された平成9年の時の2度顧問社会保険労務士に預けたと述べているが、申立人から年金手帳を預かった社会保険労務士は、いずれも氏名、性別、生年月日及び住所は申立人とは別人のものであったと証言している上、その手帳は紛失し、加入手続き及び保険料納付をしたとする申立人の夫も既に死亡しているため、当時の状況は不明である。

また、申立人は、帰化した昭和57年3月より後に国民年金の加入手続きをして、保険料を納付し始めたと述べているが、外国人が国民年金に強制適用されることになったのは、同年1月からであり、この時、加入手続きをしていれば、同年1月にさかのぼって強制被保険者として資格取得すること

になると考えられ、申立人の主張に齟齬<sup>そご</sup>が見られる。

さらに、申立人の居住している市では、昭和 57 年 1 月から外国人の国民年金適用開始の事前準備のために作成した「国民年金資格取得届(申出書)」が保管されているが、申立人の当該届書は、社会保険事務所に進達処理された形跡は無い。

加えて、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらず、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 937

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和7年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

町内会でまとめて国民年金の加入手続をしてくれたため、勤めを辞めた夫と共に加入し、金融機関に保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している当時の保険料額と当時の実際の保険料額が相違している上、申立期間に係る納付方法も異なるほか、保険料を納付したとする金融機関については、当時、市の指定金融機関になっていないなど、申立人の記憶には齟齬<sup>そご</sup>がみられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年7月ごろに、申立人の夫が厚生年金保険を脱退した41年1月にさかのぼって申立人の夫と連番で払い出されており、申立期間は申立人の夫が厚生年金保険に加入していたことから、申立人は制度上任意加入対象となり、さかのぼって加入できなかったと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から44年9月まで

昭和41年5月に結婚したころ、<sup>しゅうとめ</sup> 姑が国民年金の加入手続を行って来て、国民年金保険料も納付してくれたはずである。自分以外の家族の保険料は納付されているのに、私だけが未納になっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の義母は既に他界している上、申立人の元夫及び義父は、家計の管理に関与していなかったとしているため、状況は不明である。

また、申立人は昭和44年9月に離婚した際、国民年金手帳を受け取った記憶があるとしているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は45年10月ごろに払い出されており、これ以前に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかがわれないことから、このころ加入手続を行い、昭和45年度の現年度保険料から納付し始めたのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から49年3月まで

農業後継者である私が20歳の時父親が国民年金の加入手続をして、保険料も納税組合を通じて納めていてくれたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続をして保険料を納付していたとする申立人の父親は既に他界しており、その詳細は不明である。

また、申立人は「父親から国民年金の話聞いたことは無く、当時国民年金手帳を見せられたことも無い。」と述べている上、当時の納税組合を知る関係者の証言からも、申立人の保険料を納付していたことを推認できる事情はうかがわれない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年4月ごろに払い出されており、この時点で申立期間の多くは特例納付によるほかは、時効により納付することができない上、現年度保険料のみ対象としていた納税組合が特例納付及び過年度保険料を取り扱うことは考え難いことから、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された以降に保険料を納付したとするのが自然である。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 940

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年3月まで

申立期間当時、自営業を始めたばかりで、収入が安定していなかったが、ある程度のお金が貯まった時に、銀行の営業の人に国民年金保険料を納付してもらっていた。

申立期間の保険料は、還付されたことになっているが、還付金を受け取った記憶が無いので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した総勘定元帳を見ると、昭和59年7月5日の欄に「国民年金 56.10~57.3 27,000」と記載されており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立期間の国民年金保険料について、昭和59年7月5日に一度納付されているが、同年同月7日に2万7,000円を還付決定したこと、及び同日にこれを通知したことが記載されている。

このことから、申立人が昭和59年7月に当該保険料を納付した時点で、既に時効が完成していた保険料であったため、制度上、誤納付として、保険料が還付されたものと認められ、この還付処理に不合理な点はない。

また、申立人の所持する預金通帳には、申立期間の国民年金保険料に相当する入金記録は無いが、当時、保険料を還付する場合、銀行振込のほかに、申立人の居住する市にある社会保険事務所の窓口での受取も可能であり、ほかに還付されていないことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 941

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から同年11月までの期間、62年10月及び平成4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和60年9月から同年11月まで  
②昭和62年10月  
③平成4年1月

私は、退職する際に国民年金の加入手続については会社から方法を教えてもらったため、市役所の窓口で手続を行った。国民年金保険料の納付が遅れていたため、市役所の窓口でまとめて現金で納めたことを覚えているので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った際、市役所で国民年金保険料をまとめて納付したと思うと述べているものの、納付時期及び納付方法に係る記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年10月ごろに払い出されており、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがわれないことから、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、この時点では申立期間①、②及び③は既に時効であり、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立期間①、②及び③は未加入期間となっており、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで  
社会保険事務所に、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所の資格喪失日が平成9年3月31日になっていたため、同年3月は厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

しかし、平成9年3月31日はA事業所で勤務したことを明確に記憶しており、後日、同事業所から交付された辞令及び退職証明書にも、退職日は同年3月31日と明記されているので、資格喪失日を同年4月1日に訂正し、同年3月は厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書によりA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しによれば、資格喪失年月日欄には平成9年3月31日、備考欄には同年3月30日退職との記載があるとともに、社会保険事務所の受付印が確認できる。

また、A事業所に係る健康保険組合の記録によれば、申立人の被保険者期間は昭和62年3月23日から平成9年3月30日までとあり、資格喪失日は同年3月31日となっている。

さらに、事業主は、「当時から、厚生年金保険料は翌月控除であった。」と回答している上、給与明細書及びA事業所から提出された給与賃金台帳によれば、いずれも平成9年3月の給与については事業主による保険料控除が確認できるものの、同年4月の給与からの保険料控除については、いずれにも記載が無い。

加えて、A事業所における保険料控除が当月控除によるものか翌月控除によるものか確認するため、申立人の標準報酬月額が定時決定により変更された月（平成8年10月）と当該事業所の給与賃金台帳において保険料控除額が変更された月との関連について調査を行ったところ、当該事業所においては、当月の給与から前月の保険料を控除していたことが確認され、申立人が平成9年3月の給与から控除された保険料は同年2月の保険料に該当し、同年4月の給与からの保険料控除は確認できないことから、申立期間である同年3月の保険料は事業主による控除は行われなかったことが確認できる。

なお、申立期間において申立人は国民年金に加入しており、保険料納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 474

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月から32年4月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、当時勤務していたことは事実であるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立期間当時、A事業所で申立人と同じ職種、勤務時間で従事していた複数の同僚についても、申立期間において厚生年金保険の被保険者としての記録を確認することができず、うち2名については、社会保険事務所の記録から、申立期間後に、厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

また、A事業所の従業員であった者から、「申立人の職種だった人は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」との証言を得た。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、事務担当者とは連絡が取れず、申立期間における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認することはできないが、A事業所では、職種によっては厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

なお、A事業所は、社会保険事務所の記録によれば、昭和29年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、社会保険事務所が管理する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※番（昭和29年9月1日取得）から同番号※※番（昭和35年4月1日取得）までの被保険者を確

認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から32年4月5日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。しかし、自分は、間違いなくA事業所で正社員として勤務しているので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の管理する事業所名簿から、申立人が勤務していたと主張するA事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、A事業所の申立期間当時の事業主の息子に照会したところ、「A事業所は社会保険に加入しておらず、当時の事業主は厚生年金保険被保険者であったことはない。」と回答している。

さらに、申立人が記憶していた同僚は、社会保険庁のオンライン記録からA事業所で厚生年金保険被保険者になっていないことが確認できる上、この同僚から「A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」との証言を得ている。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 6 月 1 日から 11 年 2 月 28 日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録の照会を行ったところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答があった。A事業所には、平成 10 年 6 月から勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたと思うので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所における雇用保険の記録から、申立人はA事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、申立人は平成 10 年 4 月 1 日から 11 年 2 月 28 日まで、B共済組合の任意継続組合員であることが確認できることから、申立期間においては、厚生年金保険及び健康保険の被保険者となっていないことがうかがわれる。

また、社会保険庁の記録により、A事業所における健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号※番（平成元年 5 月 1 日取得）から同番号※※番（平成 11 年 9 月 1 日取得）までを確認したところ、申立人は同番号※※番（平成 11 年 3 月 1 日取得）として厚生年金保険の被保険者となった記録が確認できるほかは、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 477

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 20 日から 36 年 5 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。  
給与明細書等はないが、申立期間においても継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、社会保険事務所が管理するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者のうち、申立人と同じように厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、再度取得している同僚が複数確認でき、そのうちの1名の同僚については、厚生年金保険の加入記録が共済年金に移管されていることが確認できた。

このため、共済組合に上述の複数の同僚の共済年金の加入記録について照会したところ、「移管記録がある同僚1名は、厚生年金保険の加入記録が無い時期に臨時職員として共済年金に加入していることが確認できたが、申立人を含めたその他の同僚については、共済年金の加入記録は確認ができない上、A事業所の職員録にこれらの者の氏名は見当たらず、臨時職員の人事記録の保存期限は10年であるためこれらの者が臨時職員であったかどうかの確認はできない。」との回答であった。

また、申立人と同様に加入記録が無い同僚のうちの1名については、「記録が無い期間も継続して勤務していたが、辞令があったとき任用期間は1年

で、その後に日給制に変わるような説明があった気がする。また、給与から厚生年金保険料を引かれた記憶は無い。」と供述しているが、その他の同僚については、連絡が取れず申立てに係る証言を得ることはできなかった。

さらに、当時の経理担当者に、申立期間における申立人の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を照会したが、「厚生年金保険の取扱については、上司が行っていたので分からない上、上司も既に死亡している。」と回答していることから、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 57 年 7 月 21 日から 58 年 5 月 1 日まで

A事業所

②平成 2 年 3 月 26 日から 4 年 1 月 26 日まで

B事業所

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所及びB事業所には上記の期間勤務していたと記憶しているので、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の1人から、「当時、会社は暑い季節に人員整理をした。」という証言を得ており、社会保険事務所の記録から、昭和 57 年 7 月 20 日時点で、A事業所の被保険者数は 15 人であったが、翌日の 21 日に、申立人及び前述の同僚を含む 12 人について健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

また、申立人のA事業所における雇用保険の被保険者資格喪失日は、昭和 57 年 7 月 20 日であることが確認できる上、失業者としての離職票の交付と求職者給付等の受給記録が確認できる。

申立期間②について、社会保険事務所の記録では、B事業所は社会保険の適用事業所であることが確認できない。

また、社会保険事務所の記録では、申立期間中に申立人は健康保険任意継続被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立人のB事業所における雇用保険の被保険者資格喪失日は、平成 2 年 3 月 25 日であることが確認できる上、失業者としての離職票の交付と

求職者給付等の受給記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から33年4月20日まで  
社会保険事務所の記録では、申立期間について脱退手当金が支給済みであるということだが、自分は脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和33年5月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和50年4月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 1 日から 55 年 11 月 30 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。  
給料から厚生年金保険料を引かれていたと思うので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の代表者及び同僚についての申立人の記憶から、申立人が当該事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立人が記憶する同僚は、「申立人の氏名に記憶は無い。A事業所は親族関係者が多い会社であったため、親族以外の従業員は自分を含めて少なかった。申立人を覚えていないのは、短い勤務期間であったためかもしれない。」と証言している。

また、申立期間当時におけるA事業所の被保険者（全喪時の事業主）は、「早朝に出勤する仕事内容であったため、従業員が定着せず人の入れ替わりが頻繁にあった。社会保険の担当者ではなかったが、仕事が続くかどうか分からなかったので、試用期間があったかもしれない。」と証言している上、社会保険事務所が管理する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立期間において、新たに資格を取得した者はほとんどいないことが確認でき、同事業所では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたものではないことがうかがわれる。

さらに、A事業所は既に全喪している上、当時の事業主及び事務担当者も既に亡くなっていることから、全喪時の事業主に申立期間における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認したが、関連資料や証言を得ることは

できなかった。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※※番（昭和52年12月26日取得）から同番号※※番（昭和57年4月26日取得）までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 481

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から31年6月2日まで  
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和31年7月14日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 482 (事案 287 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 12 月 30 日まで  
申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、A事業所の同僚の証言を得ているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の証言からA事業所では常勤で勤務していた者全員が厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれ、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及び雇用保険の加入記録から申立人の記録を確認することができないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「同僚は、A事業所は人事及び給与の事務処理において大ざっぱでいいかげんであると証言しており、自分のほかにも厚生年金保険の加入記録が無い従業員がいるので、記録を訂正してほしい。」と主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 483 (事案 308 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 3 月 21 日から同年 11 月 1 日まで  
②昭和 37 年 8 月 1 日から 40 年 6 月 26 日まで

脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、脱退手当金の支給記録の訂正につながる主張があるので、改めて申立てを行いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は脱退手当金の支払通知書を所持しており、これが申立人に送付されたにもかかわらず、申立人が社会保険事務所に問い合わせもしなかったことを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難いこと、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「健康保険厚生年金保険被保険者原票に「脱」の表示がされていることで、社会保険庁のオンライン記録で脱退手当金の支給記録があると断定するのはひどいのではないかと。脱退手当金の支払通知書を所持していることは支給を受けていない証明ではないかと。脱退手当金を受給したのは、通算年金制度創設後であり、申立期間前に脱退手当金を受給したときと事情が違うのではないかと。」などと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべ

き新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。